最終更新日：2018年10月25日

株式会社テンポイノベーション
代表取締役社長 原　康雄
問合せ先：経営管理部　03-6274-8733
証券コード：3484

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、安定的かつ継続的な企業価値の成長を図り、事業活動に関わる全てのステークホルダーに対する利益還元の最大化を目指しております。その実現には、これらステークホルダーからの信頼が不可欠であると認識しており、健全で透明度が高い業務執行体制、監督・監視体制の構築を経営上の最重要課題と位置付けております。当社では、この基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスを充実・強化し、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及び公平性を高めてまいります。
なお、株式会社クロップスは、親会社に該当しますが、同社との間で取引はなく、今後も取引の予定はありません。同社グループとの取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会で十分に審議した上で、その実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　株主総会における議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳】
当社は、現時点において株主総会における議決権電子行使プラットフォームの採用及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主数及び株主構成の変化等の状況に応じて、実施を検討してまいります。
【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、現時点において企業年金等を導入していないため、当社のアセットオーナーとしての企業年金への関与はありませんが、福利厚生の一環として確定拠出型年金等の導入を検討してまいります。
【補充原則3-1-2　情報開示の充実】
英語での情報の開示・提供については、現状の株主構成等を勘案し行っておりませんが、今後、海外投資家比率の変動及び株主からの要望等を踏まえ、必要に応じて実施を検討してまいります
【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を1名選任しております。また、監査役3名全員を独立社外役員として届け出ています。取締役会においては、4名の独立社外役員が個々の属性に基づく知見を十分に発揮し、独立社外役員としての責務を果たしております。一方で、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の観点から、引き続き人材の発掘を進め、候補者の選定を行ってまいります。
【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価と開示】
当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見・要望に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、政策保有株式について、保有することが当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針と致します。
【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、新たに関連当事者と取引を開始する場合には、事前に取締役会において、取引の合理性、事業上の必要性、取引条件の妥当性について慎重に確認した上で、承認を得ることとしております。
【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。
【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社の企業理念・経営ビジョンにつきましては当社ホームページに開示しております。また、経営戦略・経営計画については、決算説明会資料等において開示する方針としております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書Ⅰ 1．に開示しております。
（ⅲ）取締役の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案して、取締役会で審議のうえ決定しております。
　　監査役の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲において、監査役の協議により決定しております。
（ⅳ）取締役及び監査役の候補者の指名にあたっては、当社の企業理念への理解があり、ビジョンに共感をもち、豊富な経験や能力及び知見、相応しい人格を有し、当社の企業価値の向上に寄与すると考えられる者を候補とし、株主総会において選任することとしております。
（ⅴ）取締役候補の個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。
【補充原則4-1-1　経営陣に関する委任の範囲】
当社では、法令及び定款に定められた事項及び取締役会規程に基づき重要事項の意思決定を行っております。また取締役会で決定する事項以外の審議及び決定については、職務権限規程、業務分掌規程及び決裁権限規程を定め、代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。
【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を充たしていることに加え、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い知見を持ち、当社の取締役会の意思決定において適切な指導や貢献が期待できる人物を選定しております。
【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役は、定款により10名以内と定めており、取締役会における知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮し、候補者を選任しております。現在は独立社外取締役1名を含む7名を選任しております。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役及び監査役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる状況であると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会の招集通知や有価証券報告書等において開示しております。
【補充原則4-11-3】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。
【補充原則4-14-2　取締役、監査役のトレーニング方針】
当社では、取締役・監査役に対して必要な知識の習得に対応した研修・セミナーの機会提供や書籍の購読等により、自らの役割と責務を果たせるように支援を行ってまいります。
【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では経営管理部をIR担当部署とし、必要に応じて機動的に連携を図り、株主や投資家との建設的な対話の推進に努めております。また、代表取締役及び経営管理部管掌役員を中心に積極的に個別面談に対応し、顔が見えるIRを行っていく方針でございます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社クロップス	5,579,600	66.23
UNION BANCAIRE PRIVEE	392,000	4.65
原　康雄	328,000	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	310,100	3.68
野村信託銀行株式会社 (投信口)	285,500	3.39
志村　洋平	229,600	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	161,400	1.92
テンポイノベーション従業員持株会	155,800	1.85
日本証券金融株式会社	47,600	0.57
水戸　圭市郎	25,200	0.30

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	株式会社クロップス　(上場：東京、名古屋)　(コード)　9428

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社クロップスは、当社の支配株主 (親会社) に該当しますが、同社との間で取引はなく、今後も取引の予定はありません。支配株主との取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会にて十分に審議した上で、その実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応してまいります。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社グループは、移動体通信事業を主たる事業とし、その他に店舗賃貸事業、人材派遣事業、ビルメンテナンス事業及び文具包装資材卸事業を行っております。当社は、親会社グループ唯一の店舗賃貸事業を営む会社であり、当社と親会社グループの間に競合関係はなく、当社

の事業活動に影響を与えるものはありません。株式会社クロップスの代表取締役会長が当社の非常勤取締役に就任しておりますが、当社の経営判断については、親会社の承認を必要とする事項はなく、当社が独自に検討のうえ決定し、独立性は確保していると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉村　克	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村　克	○	―――	不動産鑑定士としての知見を有し、また、不動産業界における豊富な経験を有しており、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言等を頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、それぞれの役割に応じた監査を実施し、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。
なお、より緊密な連携を図るため、監査役、内部監査担当者及び会計監査人による監査関連協議会を定期的に開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子　裕一	他の会社の出身者													
青山　理恵	公認会計士													
玉　伊吹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子　裕一	○	―――	これまでの金融機関をはじめとする多くの企業等での豊富な経験・知見を有しており、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言等を頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
青山　理恵	○	―――	公認会計士としての知見を有しており、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言等を頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

玉　伊吹	○	―――	弁護士としての知見を有しており、客観的、中立的な立場から適切な助言･提言等を頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲･士気の向上を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲･士気の向上を推進するため、ストックオプション制度を採用しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議にて決定しております。
なお、取締役の報酬限度額は平成30年6月19日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は平成28年6月10日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役 (社外監査役) のサポートは、経営管理部が行っており、取締役会の資料等は事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明･補足説明を行っております。また、社外取締役 (社外監査役) と経営管理部との間で定期的にミーティングを行い、社内情報の共有を図っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート･ガバナンス体制は次のとおりであります。
(1)取締役会
取締役会は、取締役7名 (うち、社外取締役1名) で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づく重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。
(2)監査役会
監査役会は、監査役3名 (うち、社外監査役3名) で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。常勤監査役は、

取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。
(3)経営会議
経営会議は、常勤取締役、常勤監査役で構成され、原則、毎月1回開催しております。経営会議では、経営上の重要事項・取締役会付議事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項等の円滑な執行を図っております。
(4)コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、経営管理部管掌役員を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役、内部監査室長で構成され、原則、四半期毎に開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討・審議を行い、コンプライアンス体制の強化・推進を図っております。
(5)内部監査室
内部監査室を社長直属の組織として設置し、専任担当者1名（内部監査室長）で構成され、内部監査計画に基づき、業務全般の適正性・妥当性等に係る監査を行っております。
(6)会計監査人
会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性・健全性の確保、環境変化に迅速に対応するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役による監査を行っております。また、社外取締役（1名）及び社外監査役（3名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言等を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、決算業務の早期化、監査法人との連携により、早期発送に取組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるとともに、出席できやすい場所において株主総会を開催するよう、留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上のIR専用サイトに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。詳細は下記をご覧ください。 https://www.tenpo-r.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR専用サイト（https://www.tenpo-r.co.jp/ir/）を設け、有価証券報告書、決算短信、適時開示資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「貢献創造」を企業理念として掲げ、当社と関わる全ての方々に敬意と感謝の念を持ち、行動することと定めております。また、コンプライアンス基本方針を制定し、ステークホルダーからの信頼に応えるためにも、役職員一人一人が法令や社会的規範を充分に理解し、行動し、実践するものとしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を適時に適切に開示していくことが重要と認識しており、適時開示及び当社ウェブサイト等にて迅速・正確に、かつ公平に情報提供を行える体制の充実に努めて参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するために、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該基本方針に基づき運営しております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・毎月１回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告します。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査します。

・使用人の職務執行の適正性を確保するために、社長直属の内部監査室を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

・取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行します。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会その他重要な会議の議事録など取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め、適正に保存及び管理します。

・取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧ができる体制を構築します。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に関しては、事業に関する潜在的なリスクを事前に洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けます。

・各部門との情報共有を図るため、定期的に各部門責任者による会議を行い、リスクの早期発見と防止に努めます。

・内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を定期的に行います。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めます。また、取締役会を毎月１回開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の報告を行います。

・経営会議を月に1回、または必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づき業務を執行するにあたり、重要事項を協議します。

・取締役は代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行し、また、適宜、経営に関する情報を相互に交換・協議し、取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言します。

e．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・内部統制システムの構築について、当社独自にて取り組むことを基本とします。

・親会社とは、必要に応じて、情報の共有、連携を図ります。

・親会社グループ間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保します。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。

・監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るとともに、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととします。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが可能な体制とします。

・監査役は、経営会議等定期的な会議へ参加するとともに、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題等について、代表取締役と意見交換を行います。

・監査役は、定期的に内部監査室と情報交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保します。

h．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務執行について必要な費用が発生し、監査役が費用の前払いを請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

i．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査人、内部監査室との間で監査内容等の情報を共有し、相互の連携を図ります。

・監査役は、定期的に重要な会議体に参加することにより、会社が対処すべき課題及びリスク等の情報を把握し、監査上の重要な課題等について意見交換を行います。

j．反社会的勢力排除のための体制

・暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき対応し、反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とします。

・暴力団追放センター及び民間調査会社等に加入し、反社会的勢力の動向や対策等に関する情報収集に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としており、暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除を行っております。

当社が新規取引を開始する場合、反社会的勢力照会依頼書を使用して、あらかじめ当社経営管理部総務課に対して反社会的勢力に係る属性確認を依頼し、新聞記事検索サービス等により属性確認を行っております。さらに取引先との間で契約を締結する場合においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むことを徹底しております。主要な既存取引先については、反社会的勢力排除に係る属性確認を定期的に行っております。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、定期的に講習会等に参加し意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

なお、万一有事が発生した際には積極的に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや東京都警察本部、顧問弁護士等に相談し対応策を講じることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

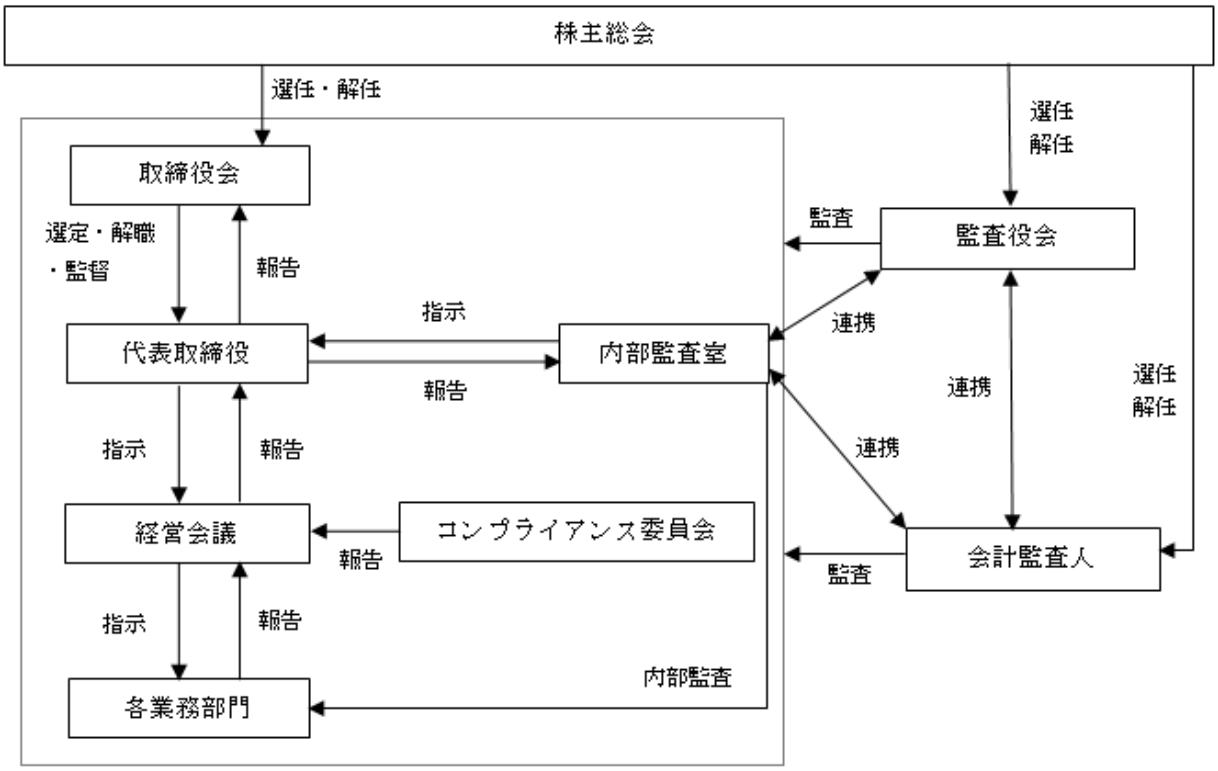
買収防衛策の導入の有無	なし

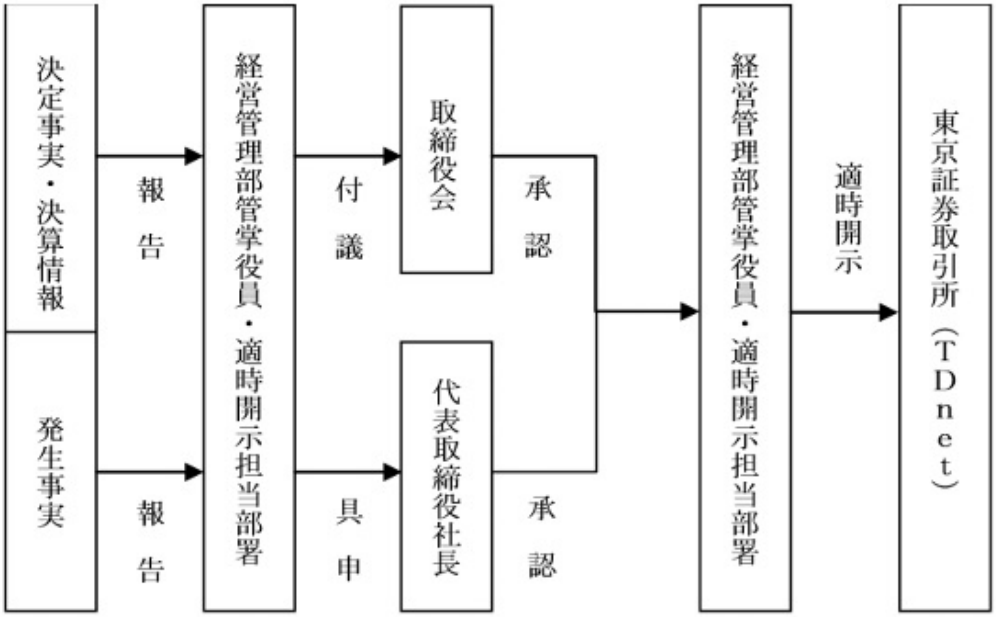
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート･ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。
(2) 適時開示体制について
当社では、株主及び投資家の皆さまに対して、公平･公正な情報を迅速かつ適切な時期に適正な方法で開示することを基本方針としております。当社は、経営管理部管掌役員を情報取扱責任者としており、役員、従業員から収集された情報は、逐次、経営管理部管掌役員または適時開示担当部署に集められ、適時開示体制の概要（模式図）に記載する手続きに従って公表すべき情報は、適時に公表してまいります。また、役員･従業員に対しては、会社における重要情報や個人情報の管理を含む情報開示の重要性や遵守すべきルールについて、随時周知･啓蒙を図っております。




決定事実・決算情報
発生事実
報告
報告
経営管理部管掌役員・適時開示担当部署
付議
具申
取締役会
代表取締役社長
承認
承認
経営管理部管掌役員・適時開示担当部署
適時開示
東京証券取引所（ＴＤｎｅｔ）